

千代田区災害対策事業計画

(令和7～11(2025～2029)年度)

令和7年3月
千代田区

目 次

I 計画の目的と位置付け

1	計画策定の目的	1
2	計画の性格	1
3	計画の位置付け（千代田区地域防災計画との関係）	1
4	計画改定にあたって	1
5	計画期間	2

II 計画の概要

1	千代田区の現状・特性と課題	3
2	減災に向けた施策目標	7
3-1	各施策目標における取組み	9
3-2	目標設定事業	15

III 参考資料

1	千代田区の被害想定（都心南部直下地震）	20
2	千代田区災害対策基本条例	21
3	前計画の振り返り	28

I 計画の目的と位置付け

1 計画策定の目的

千代田区は、官庁街やビジネス街を抱え、政治・経済の中心として発展してきました。現在は約 36,000 社の事業所が集中し、区民約 6.9 万人に対して約 90 万人の昼間区民が活動するという、他に類を見ない地域特性を持ったまちです。

区民及び昼間区民の生命・財産・生活を災害から守り、災害が発生した際には速やかに応急体制を確立し、確かな復興を実現する責務が区には課せられています。そうした中で、区は平成 18 年 3 月に千代田区災害対策基本条例（以下「条例」という。）を制定しました。この条例では、上述の地域特性を踏まえ「自助」「協助※」「公助」を千代田区における防災の基本理念とし、区や事業者、区民等の果たすべき責務を掲げています。

また、千代田区第 4 次基本構想では、「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」をめざすべき分野別の将来像として掲げ、その実現に向けて「地域特性を踏まえた強靱な都市基盤や災害に備えた体制のもとで、安心して暮らすことができます。」をめざすべき姿として示しています。

関係法令や基本構想に基づき、災害対策を総合的・計画的に推進していくため、本計画を策定しました。

※ 協助：多くの昼間区民や事業者等を抱える千代田区において、従来の防災の基本理念である「共助」に代わる新たな防災の基本理念として、条例で掲げているもの

2 計画の性格

本計画は、区の災害対策を着実に推進するため、現時点で必要と判断した予防、応急、復興対策までを視野に入れた総合的な計画です。

3 計画の位置付け（千代田区地域防災計画との関係）

区や防災関係機関で構成される千代田区防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、千代田区地域防災計画を策定しています。

本計画は、千代田区地域防災計画に定められた様々な施策のうち、区が主体となって実施する施策をまとめたうえで、具体的な取組みや目標等を定めるもので、条例第 20 条に基づき策定しています。

4 計画改定にあたって

1) 千代田区地域防災計画の修正を踏まえた見直し

前計画の策定からこれまでの間に行われた千代田区地域防災計画の修正内容を踏まえ、各施策目標において取り組む事業の追加など、必要な見直しを行いました。

2) 目標設定事業

具体的な目標や取組みを設定できる事業については「目標設定事業」とし、より効果的な取組推進を図るため、計画期間終了時点での到達目標や年度ごとの取組内容を定めました。

5 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

なお、本計画は社会情勢の変化に即応し、必要に応じて修正を加えるとともに、目標年次以降も継続して災害対策を推進していきます。また、各目標設定事業の進捗状況を年度ごとに確認し、進行管理を行います。

Ⅱ 計画の概要

1 千代田区の現状・特性と課題

千代田区の災害対策における現状・特性とそれらを踏まえた課題は、主に以下のとおりです。

1) マンション居住者に向けた対策

➤ 現状・特性

千代田区は、区民のおよそ 85%がマンションや共同住宅に居住しているという特性があります。特にマンションについては、エレベーターの安全対策や各家庭における備蓄など固有の課題があり、区ではこれまでも、公益財団法人まちみらい千代田と連携しながら取り組んでいます。

➤ 課題

マンションにおける防災対策を推進するため、マンション防災計画の策定支援や、エレベーターの安全対策、備蓄の向上等の促進に、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

2) 帰宅困難者対策

➤ 現状・特性

千代田区は、人口を大幅に上回る約 90 万人の昼間人口が存在する地域であり、都心南部直下地震が発生した場合、約 59 万人の帰宅困難者が発生すると予測されています※。区では、この帰宅困難者対策を都心区としての重要課題ととらえ、区内事業所との協定締結による帰宅困難者等一時受入施設の確保・整備などの取組みを進めています。

※ 首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和 4 年 5 月 東京都防災会議）による

➤ 課題

帰宅困難者等一時受入施設について、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

また一方で、帰宅困難者対策はその発生を抑制していくことも重要であり、「一斉帰宅の抑制」の徹底を図っていくことが必要です。そのためにも、区民・昼間区民に向けた周知啓発や、事業所に向けた備蓄物資購入費用の助成などにも引き続き取り組んでいく必要があります。

3) 迅速な復旧・復興に向けた取組み

➤ 現状・特性

千代田区は、首都東京の中心地として、都市機能が高度に密集した地域です。そのため、本区の迅速な復旧・復興は、国の政治・経済の復旧に多大な影響を及ぼすと考えられます。

区では、災害時に発生したがれきなどの廃棄物（災害廃棄物）の迅速かつ適切な処理などを目的として、千代田区災害廃棄物処理計画を令和 4 年度に策定しました。

➤ 課題

今後は、災害時の都市復興を円滑に始動するため、事前復興計画の策定に取り組む必要があります。

4) 情報提供・収集手段のデジタル化

➤ 現状・特性

東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震をはじめとする大規模震災や、近年頻発する豪雨

災害により、発災時に正確な情報を発信することの重要性が再認識されてきました。区はこれまで、区民や帰宅困難者への情報提供手段として防災行政無線や区ホームページ・SNS、安全・安心メール等を整備してきました。

また令和6年度には新たな取組みとして、総合防災情報システム^{※1}及び本システムと連携した防災ポータルサイト・防災アプリ^{※2}の構築を行いました^{※3}。

※1 総合防災情報システム：火災や建物倒壊等の被害情報や避難所の開設状況などの災害情報を一元的に集約・管理するシステム。

※2 防災ポータルサイト・防災アプリ：総合防災情報システムと連携し、災害情報をリアルタイムで発信する。また、防災アプリではプッシュ型の情報発信も行う。

※3 いずれも令和7年度運用開始予定。

➤ 課題

総合防災情報システムの導入により、これまでの課題であった多様な情報提供・収集手段の確保については、一定の対応を行うことができています。一方で、今後は本システムを活用した訓練の実施による職員の習熟度向上や、防災ポータル、防災アプリをはじめとする情報提供手段の利用率向上に向けた周知啓発に取り組んでいく必要があります。

5) 普及啓発の取組み

➤ 現状・特性

千代田区における防災の基本理念は「自助」「協助」「公助」ですが、区民が自ら備蓄を行ったり、防災知識を身に着けたりする「自助」の取組みが最も基本的かつ重要となります。

区では「自助」を推進するため、防災パンフレットの配布や防災週間展示などを通じた普及啓発に取り組んできました。一方で、令和5年度に実施された第50回千代田区民世論調査では、3日分の備蓄を行っている区民の割合は飲料水が約53%、食料品が約49%、携帯トイレが約30%と低い割合にとどまっています。

➤ 課題

「自助」を推進するため、更なる普及啓発の取組みが必要となっています。

6) 職員の災害対応力向上

➤ 現状・特性

区内で大規模災害が発生した場合に設置される千代田区災害対策本部は、現在26の班に分かれており、災害対応を円滑に実施するためにはそれぞれの班の業務内容に応じた実践的な訓練が不可欠です。区では、年に一度災害対策本部運営訓練を実施し、職員の対応力向上に取り組んでいます。

また、区外に居住する職員が非常に多いという特性があることから、夜間・休日に災害が発生した場合の指揮命令系統を確保するため、職務住宅の整備などを行っています。

➤ 課題

総合防災情報システムが新たに導入されたことを踏まえ、災害対策本部運営訓練を通じた職員の習熟度向上に取り組んでいく必要があります。

7) 建築物等の耐震・耐火

➤ 現状・特性

耐震基準を満たしていない建築物の所有者が耐震改修等を行う場合の費用助成を行って

おり、概ね耐震化が完了しています。

また耐火については、千代田区は建物の不燃化が進んでおり、地震による大規模な延焼火災の危険性が低いことから、東京都より区内全域について「地区内残留地区」の指定を受けています（平成15年2月）。

➤ 課題

概ね対応は完了していることから、今後は普及啓発の取組みを継続していく必要があります。

8) 要配慮者※対策の必要性

➤ 現状・特性

高齢者人口の増加もあり、要配慮者対策の必要性が増しています。また、皇居や秋葉原地区を訪れる外国人観光客も多く、災害時の外国人への対策も必要です。

区では、高齢者等に向けた取り組みとして個別避難計画の作成や福祉避難所の整備などを、外国人対策としては各種情報提供手段やパンフレット類の多言語化を進めています。

※ 要配慮者：高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人などの防災上特に配慮を要する者

➤ 課題

福祉避難所の整備について、備蓄スペース確保などの課題解消に向けて施設側と引き続き連携して取り組んでいく必要があります。

9) 大学等との連携

➤ 現状・特性

千代田区内には多くの大学、短大、高等学校、専修・各種学校等があり、一部の大学とは災害時における施設の一時提供や学生ボランティアの育成等の連携に関する協定を締結しています。

➤ 課題

今後もより多くの学校等と協力体制を構築していく必要があります。

また、協定に基づく災害対応を実効性のあるものにするため、災害ボランティアセンター等とも連携した実践的な訓練を重ねていくことも重要です。

10) 避難所における電源確保

➤ 現状・特性

災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備や、施設特性に応じたコージェネレーションシステム等の導入による電源の多重化を進めています。

➤ 課題

避難所における電源確保について、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。その際、区が掲げる「2050 ゼロカーボンちよだ」※との両立を鑑み、公共施設での再生可能エネルギー、蓄電池や蓄電池として活用できる電気自動車、コージェネレーションシステム等の導入を進めるとともに、事業者や区民等に対してもこれらの設置について啓発し、普及を促すことが重要です。

※ 千代田区は2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「2050 ゼロカーボンちよだ」を掲げ、区全体で二酸化炭素排出量の削減および脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

11) 風水害

➤ 現状・特性

千代田区における風水害としては、主に河川の洪水や高潮による被害が想定されます。また、短時間で多量の雨が降ったことにより下水道の排水処理能力を超えてしまうと、河川等に排水できなくなった雨水が逆流してマンホール等から溢れてしまう、内水氾濫の危険性もあります。加えて、区内に多数存在する地下空間への雨水流入も懸念されます。

区では、千代田区ハザードマップを通じた風水害に関する周知啓発に取り組んでいます。また水防法に基づき、各種浸水想定区域等内に位置する地下街等や要配慮者利用施設を地域防災計画上で指定し、避難確保・浸水防止計画の作成等を働きかけています。

➤ 課題

避難確保・浸水防止計画等の作成について、現状の達成率を鑑み、より一層の推進に取り組む必要があります。

また、昨今の気候変動に伴いゲリラ豪雨が頻発していることから、豪雨時の情報提供・収集に向けた取り組みも進める必要があります。

12) 富士山降灰

➤ 現状・特性

千代田区における火山噴火の影響としては、富士山が噴火した際の降灰被害が挙げられます。国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成 16 年 6 月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」によると、区では約 16 日間、2～10cm 程度の降灰被害が生じると想定されています。

区では、降灰が発生した際に対応に当たる職員向けに、防塵マスク・粉じん対策用ゴーグルの備蓄を行っています。

➤ 課題

国が発表する降灰予報などの降灰情報の伝達体制の整備を進めるとともに、区民等への周知啓発に取り組む必要があります。また除灰作業にあたっては、災害時に重要な施設をつなぐ路線など優先順位を明確にするとともに、必要な資機材の確保を進める必要があります。

TOPICS ～酷暑と防災・減災～

東京都気候変動適応計画（東京都環境局 令和 6 年 3 月策定）によれば、東京都の気温は年々上昇しており、区部においても真夏日や猛暑日が増加傾向にあります。また、東京都における令和 5 年の熱中症による救急搬送人数は 7,112 人で、過去 5 年間で最多となりました※。

千代田区においても、令和 6 年の夏季には熱中症アラートが連日発表され、気温が 35℃を超えることが常態化するなどの影響がありました。区では、街中や公園へのミスト・日よけの設置や、SNS等を活用した熱中症警戒情報の周知、高齢者の見守り体制の強化などを行ったほか、子どもたちの遊び場として、冷房の効いた小学校の体育館を開放する取り組みを行いました。

加えて、この気候変動の影響による気温及び海水温の上昇、それに伴う台風の強大化やゲリラ豪雨の頻発化による社会的、経済的影響も懸念されています。

防災・減災との横断的な課題としてとらえ、これらの様々な対策に取り組んでいく必要があります。

※ 東京消防庁管内（稲城市及び島しょを除く）の人数。

出典：東京消防庁ホームページ（<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/nichijo/heat/toukei.html>）

2 減災に向けた施策目標

東京都防災会議が作成した東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）では、「2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。」を震災に関する減災目標として掲げています。

区では、これに千代田区の重要課題のひとつである「帰宅困難者対策」の視点や、風水害対策、火山対策に関する視点も加えたものを区の減災目標とし、千代田区地域防災計画で掲げ取り組んでまいりました。

◆減災目標（令和6年修正千代田区地域防災計画より）

	減災目標	対応する編
1	（1）首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。 （2）首都直下地震等による行き場のない帰宅困難者数を概ね半減する。	震災対策編
2	風水害による人的・物的被害を最小限にとどめる。	風水害対策編
3	火山灰による被害を軽減させる。	火山対策編

区はこれらの減災目標の達成に向け、「1 千代田区の現状・特性と課題」で挙げた内容も踏まえ次頁のとおり19項目の「減災に向けた施策目標」を設定し、計画的に推進していきます。

なお、計画改定にあたって以下の見直しを行いました。

- 前計画で掲げていた「室内の防災対策の促進」について、取組みの内容を踏まえ、「普及啓発活動の推進」に統合しました。
- 他自治体、民間事業者及び区内大学等との間における更なる連携を推進するため、「他自治体及び事業者等との連携」を新たに追加しました。

◆減災に向けた施策目標

すべての減災目標に関連するもの

- (1) 救出・救護体制の強化
- (2) 普及啓発活動の推進
- (3) 施設利用者の安全対策の推進
- (4) 職員防災力の向上
- (5) 避難者支援体制の強化
- (6) 要配慮者対策の推進
- (7) 地域の防災力向上
- (8) 情報提供・収集手段の充実
- (9) 他自治体及び事業者等との連携
- (10) 復興体制の強化

減災目標1－(1)「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する」に関連するもの

- (11) 建築物等の安全性向上
- (12) 道路・公園等の防災対策の推進
- (13) 高層住宅における防災対策の推進
- (14) ライフラインの早期復旧に向けた対策
- (15) 火災対応力の強化

減災目標1－(2)「首都直下地震等による行き場のない帰宅困難者数を概ね半減する」に関連するもの

- (16) 事業所の災害対策の推進
- (17) 帰宅困難者支援体制の強化

減災目標2「風水害による人的・物的被害の最小限化」に関連するもの

- (18) 風水害対応力の強化

減災目標3「火山灰による被害の軽減」に関連するもの

- (19) 火山対策の推進

3-1 各施策目標における取組み

各施策目標における取組みについては、下表のとおりです。

なお、具体的な目標や取組みを設定できる事業は「目標設定事業」とし、より効果的な取組推進を図るために、計画期間終了時点での到達目標や年度ごとの取組内容を定めました（「3-2 目標設定事業」を参照）。

なお、前計画からの主な変更点は以下のとおりです。

- ① 千代田区地域防災計画に新たに定められた災害対策について、追加を行いました（個別避難計画の作成、DXを活用した帰宅困難者対策における各取組事項 など）。
- ② 総合防災情報システムの導入に伴い、「災害時における情報提供手段・通信手段の整備」における新たな取組事項として追加しました。また、「各種訓練の実施」についてシステムの活用を前提とした記載に修正したほか、施策目標（2）「普及啓発活動の推進」における新たな取組事項として「千代田区防災ポータルを活用した普及啓発」を追加しました。
- ③ 普及啓発活動をより一層推進していくため、新たな取組みとして「防災イベントの実施」や「防災備蓄品の紹介」を追加しました。

すべての減災目標に関連するもの

	事業名	具体的な取組事項	所管課
（1）救出・救護体制の強化			
1	平常時からの救援・救護体制の整備	①避難行動要支援者名簿の整備・更新 ②個別避難計画の作成	福祉総務課 災害対策・危機管理課
2	災害時医療体制の整備	緊急医療救護所の整備（災害医療連携会議の開催、訓練の実施、医薬品・資器材の備蓄）	地域保健課 災害対策・危機管理課
3	区民・区営住宅自衛消防訓練の実施	自衛消防訓練の実施促進	住宅課
（2）普及啓発活動の推進			
1	各種媒体を通じた防災知識の普及啓発	①「防災対策総合ガイド」や「千代田区ハザードマップ」をはじめとする防災パンフレットの作成・配布 ②千代田区防災ポータルを活用した普及啓発	災害対策・危機管理課
2	区立学校における、防災体験学習や救命講習の実施	①防災学習施設を活用した体験学習の実施（小学校） ②救命講習会の実施（中学校・中等教育学校）	学務課
3	その他普及啓発に向けた取組み	①防災イベントの実施 ②防災備蓄品の紹介 ③地震体験車の運行	災害対策・危機管理課

(3) 施設利用者の安全対策の推進			
1	施設利用者用備蓄物資の充実	利用者保護のための備蓄物資及びマニュアルの整備・見直し	災害対策・危機管理課
(4) 職員防災力の向上			
1	各種訓練の実施	①総合防災情報システムを活用した、災害対策本部運営訓練の実施 ②総合防災情報システムを活用した、班別訓練の実施	災害対策・危機管理課
2	各防災マニュアルの整備	①各種マニュアルの策定・見直し ②応援要請や応援受入の体制・手順等の検討及び見直し	災害対策・危機管理課
3	防災被服の整備	①防災服の購入及び管理 ②防災服の一斉着用の実施	災害対策・危機管理課
4	災害対策用職務住宅の整備	職務住宅及び警戒勤務用の宿泊施設の整備	災害対策・危機管理課
5	応急危険度判定実施体制の整備	①応急危険度判定マニュアルの見直し ②応急危険度判定講習会の実施 ③区内の登録判定員の管理 ④応急危険度判定資器材の備蓄	建築指導課
(5) 避難者支援体制の強化			
1	避難所運営体制の整備	①避難所運営マニュアルの見直し ②避難所防災訓練の実施 ③避難所の備蓄及び資器材の整備 ④避難所運営協議会の開催	出張所 災害対策・危機管理課
2	避難所における電源確保	①非常用電源の整備 ②コージェネレーションシステムの導入による電源多重化	施設経営課
3	発災時の道路啓開体制の整備	①緊急道路障害物除去道路の選定 ②緊急時を想定した、土木防災協会との連絡態勢訓練の実施	道路公園課
4	水上輸送体制の整備	防災船着場の維持管理	道路公園課
5	災害ボランティアセンター運営体制の整備	①災害ボランティアセンターの機能強化 ②災害ボランティアコーディネーターの養成のための、学習会や訓練の実施	福祉総務課
6	学生ボランティアの養成	学生ボランティア講座実施にかかる費用助成	災害対策・危機管理課
7	避難者の健康管理体制の整備	避難者健康管理の態勢整備	地域保健課

(6) 要配慮者対策の推進			
1	福祉避難所運営体制の整備	①福祉避難所ガイドラインの策定・見直し ②福祉避難所運営マニュアルの作成 ③福祉避難所の開設・運営に関する訓練の実施	福祉総務課
(7) 地域の防災力向上			
1	地域防災組織に対する補助事業の実施	①地域防災組織への資機材購入費用助成 ②地区防災計画の策定支援	災害対策・危機管理課
2	地域防災リーダーの育成	防災士の資格取得費用助成	災害対策・危機管理課
(8) 情報提供・収集手段の充実			
1	災害時における情報提供手段・通信手段の整備	①各種情報提供手段の整備 ②総合防災情報システムの運用・維持 ③公衆無線LAN整備の推進	災害対策・危機管理課
2	外国人への情報提供手段の充実	①情報提供手段の多言語化 ②防災パンフレットの多言語化	災害対策・危機管理課
(9) 他自治体及び事業者等との連携			
1	他自治体との連携	姉妹都市をはじめとした他自治体との連携	災害対策・危機管理課
2	事業者との連携	事業者との間における協定の締結	災害対策・危機管理課
3	区内大学との連携	区内大学との間における協定の締結	災害対策・危機管理課
(10) 復興体制の強化			
1	被災者生活再建支援体制の整備	①被災者生活再建支援システムの管理運用 ②住家被害認定調査研修の実施	建築指導課 災害対策・危機管理課
2	災害廃棄物の処理に関する体制の整備	千代田区災害廃棄物処理計画の見直し	千代田清掃事務所
3	迅速な復旧・復興に向けた体制の整備	事前復興計画の策定	景観・都市計画課 災害対策・危機管理

減災目標1－(1)「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する」に関連するもの

	事業名	具体的な取組事項	所管課
(11) 建築物等の安全性向上			
1	建物の耐震化促進	①耐震基準を満たしていない建築物にかかる耐震診断・耐震改修等への費用一部助成 ②特定建築物とその防災設備・建築設備・昇降機等に関する定期調査・検査の報告内容に応じた改善指導の実施	建築指導課
2	学校施設の改築・改修整備	老朽化した幼稚園、小中学校の改築及び改修の推進	子ども施設課
3	中小企業に対する商工融資	区内で発生した小規模災害に伴う復旧や、耐震診断結果に基づく建築物の耐震改修を行う中小企業に対する融資の実施	商工観光課

(12) 道路・公園等の防災対策の推進			
1	道路・橋梁の耐震補強及び補修等【目標設定事業(1)】	区が管理している道路・橋梁の整備及び耐震補強の実施	道路公園課
2	公園・児童遊園の整備【目標設定事業(2)】	①区内都市公園・児童遊園のバリアフリー化 ②地域に資する公園・児童遊園の整備	道路公園課
(13) 高層住宅における防災対策の推進			
1	マンション安全・安心整備助成【目標設定事業(3)】	①手すり設置または段差解消等の安全に資する工事への助成 ②エレベーターに地震時管制運転装置・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置を設置する工事への助成 ③防犯カメラ等の設置・更新工事への助成	コミュニティ総務課
2	マンション防災対策の推進【目標設定事業(4)】	①防災計画策定の促進 ②エレベーター非常用備蓄キャビネットの配布 ③AEDの設置 ④災害用資器材等購入費の助成 ⑤防災(エレベーター救出等)訓練	コミュニティ総務課
(14) ライフラインの早期復旧に向けた対策			
1	電線類地中化の推進【目標設定事業(5)】	電線類地中化の推進	道路公園課
2	給水態勢の構築	①応急給水槽及び応急給水栓の管理 ②給水訓練の実施	災害対策・危機管理課
(15) 火災対応力の強化			
1	消防団の運営補助	①各種補助金の交付 ②装備助成の実施	災害対策・危機管理課
2	消火器の配備・保守管理	区内全域への消火器配備及び保守管理	災害対策・危機管理課

減災目標1ー(2)「首都直下地震等による行き場のない帰宅困難者数を概ね半減する」に関連するもの

	事業名	具体的な取組事項	所管課
(16) 事業所の災害対策の推進			
1	事業所における備蓄物資購入の費用助成	中小企業に対する備蓄購入費用助成の実施	災害対策・危機管理課
2	事業所防災アンケートの実施	区内事業者への防災に関するアンケートの実施	災害対策・危機管理課
(17) 帰宅困難者支援体制の強化			
1	帰宅困難者等一時受入施設の確保・整備【目標設定事業(6)】	①区内事業所との協定締結の推進 ②受入施設向けマニュアルの整備	災害対策・危機管理課

2	帰宅困難者防災訓練	帰宅困難者地域協力会等と連携した、対応訓練の実施	災害対策・危機管理課
3	帰宅困難者地域協力会に対する支援	①地域協力会に対する補助金の交付 ②地域協力会ごとの防災訓練の実施に対する支援	災害対策・危機管理課
4	D Xを活用した帰宅困難者対策【目標設定事業(7)】	①災害ダッシュボードの運用 ②東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムの運用 ③デジタルサイネージを活用した情報提供	災害対策・危機管理課

減災目標2「風水害による人的・物的被害の最小限化」に関連するもの

	事業名	具体的な取組事項	所管課
(18) 風水害対応力の強化			
1	避難確保・浸水防止計画作成の促進等【目標設定事業(8)】	①地下街等施設及び要配慮者利用施設における、避難確保・浸水防止計画作成の促進 ②地下街等施設及び要配慮者利用施設への、災害情報伝達体制の整備	災害対策・危機管理課
2	水防訓練の実施	消防署・消防団等の防災機関と連携した、水防訓練の実施	災害対策・危機管理課
3	雨水流出抑制	全公共施設・民間施設（敷地面積 500 m ² 以上）への、雨水流出抑制施設計画提出の義務付け及び施設整備指導の実施	道路公園課
4	道路・橋梁の耐震補強及び補修等(再掲)【目標設定事業(1)】	区が管理している道路・橋梁の整備及び耐震補強の実施	道路公園課
5	河川の維持管理	河川情報システム及び雨量計・水位計の保守管理	道路公園課
6	内水氾濫の被害軽減	①マイシティレポートの活用による道路冠水情報の収集 ②雨水ます及び雨水浸透ますの整備 ③下水道局との緊密な連携のもと、マンホール蓋の安全管理を徹底	道路公園課
7	河川災害情報の発信強化	大規模な豪雨時の河川情報をわかりやすく伝達	道路公園課 災害対策・危機管理課
8	広告物の改善指導	設置の適正化及び維持管理に関する改善指導の実施	環境まちづくり総務課

減災目標3「火山灰による被害の軽減」に関連するもの

	事業名	具体的な取組事項	所管課
(19) 火山対策の推進			
1	火山対策用備蓄物資の整備	防塵マスク、粉じん対策用ゴーグル等の整備	災害対策・危機管理課
2	降灰被害軽減及び降灰除去体制の整備	降灰被害発生時の、降灰情報の伝達・被害状況の把握・降灰除去等に関する体制の整備	災害対策・危機管理課
3	優先降灰除去路線の選定	重点拠点をつなぐ路線などを対象に、優先降灰除去路線を選定	道路公園課
4	道路降灰除去に必要な機材の確保	降灰除去に不可欠な機材をあらかじめ確保するとともに、他自治体とも連携し広域的な確保体制を検討	道路公園課

3-2 目標設定事業

目標設定事業の到達目標、年度ごとの取組内容などは、それぞれ以下のとおりです。

(1) 道路・橋梁の耐震補強及び補修等（所管：道路公園課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第1部 第1章 第3節	
事業概要	
災害時の緊急輸送活動を円滑に推進するため、区が管理している道路の整備や橋梁の耐震補強を計画的に実施するとともに、部分的な補修や修繕を適宜適切に行っていく。特に、橋梁に関しては「千代田区橋梁長寿命化修繕計画」（5年に1回橋梁点検実施のうえ更新）に基づき、着実に補修・補強等を進めていく。	
令和11年度末時点での到達目標	
橋梁の塗装・補修工事 5橋 ※橋梁長寿命化修繕計画（令和4年3月）における工事対象橋梁11橋のうち、令和7～11年度の間に完了予定のもの	
取組内容	
令和7年度	1橋完了
令和8年度	1橋完了（累計：2橋完了）
令和9年度	1橋完了（累計：3橋完了）
令和10年度	2橋完了（累計：5橋完了）
令和11年度	

(2) 公園・児童遊園の整備（道路公園課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第1部 第1章 第3節	
事業概要	
区内都市公園、児童遊園の改修・整備に合わせ、計画的にバリアフリー化を進めるとともに、地域防災に資するための整備を行うなど防災機能の向上を図り、災害時の円滑な避難活動や救援・復旧活動を補完する場所を確保する。	
令和11年度末時点での到達目標	
公園・児童遊園の整備 3園以上	
取組内容	
令和7年度	整備 1園
令和8年度	整備 1園
令和9年度	整備 1園以上
令和10年度	
令和11年度	

(3) マンション安全・安心整備助成（所管：コミュニティ総務課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第1部 第2章 第6節	
事業概要	
以下の工事を行う場合の、費用の一部助成を行う。 ①共用階段等を対象とする、手すり設置または段差解消等の安全に資する工事 ②エレベーターに地震時管制運転装置・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置を設置する工事 ③防犯カメラ等の設置・更新工事	
令和11年度末時点での到達目標	
・共用階段等を対象とする、手すり設置または段差解消等…15棟 ・地震時管制運転装置…5基 ・戸開走行保護装置…5基 ・3装置（地震時管制運転装置、戸開走行保護装置、停電時自動着床装置）を含むエレベーター更新…20基 ・防犯カメラ等…新規設置10棟、更新20棟	
取組内容	
令和7年度	マンション実態調査結果等に基づく、助成制度の新設・改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和8年度	必要に応じて、助成制度の改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和9年度	必要に応じて、助成制度の改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和10年度	必要に応じて、助成制度の改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和11年度	マンション実態調査結果等に基づく、助成制度の新設・改定（補助率・上限額の見直し）の検討

(4) マンション防災計画等の策定支援（所管：コミュニティ総務課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第1部 第2章 第6節	
事業概要	
マンションにおける防災対策の推進のため、「防災計画策定の促進（※）」「エレベーター非常用備蓄キャビネットの配付」「AEDの設置」「災害用資器材等購入費の助成」「防災（エレベーター救出等）訓練」の支援を行う。 （※）防災アドバイザーを派遣し、計画策定の支援を行う。	
令和11年度末時点での到達目標	
・防災計画策定の促進…40棟 ・エレベーター非常用備蓄キャビネットの配付…60台 ・AEDの設置…60台 ・災害用資器材等購入費の助成…100件（更新40件を含む） ・防災（エレベーター救出等）訓練…20棟	
取組内容	
令和7年度	マンション実態調査結果等に基づく、助成制度の新設・改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和8年度	必要に応じて、助成制度の改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和9年度	必要に応じて、助成制度の改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和10年度	必要に応じて、助成制度の改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和11年度	マンション実態調査結果等に基づく、助成制度の新設・改定（補助率・上限額の見直し）の検討

(5) 電線類地中化の推進（所管：道路公園課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第1部 第1章 第3節	
事業概要	
災害時の救助・救援活動の円滑化を図るとともに、電力の安定供給と通信の信頼性向上を図るため、電線類の地中化を推進する。	
令和11年度末時点での到達目標	
区道幅員11m以上の電線類地中化率 72.1% （参考：令和5年度末の状況） ・区道幅員11m以上の延長 49,571m ・区道幅員11m以上の地中化整備延長 34,845m ・区道幅員11m以上の地中化率 70.3%	
取組内容	
令和7年度	事業箇所 2箇所
令和8年度	
令和9年度	事業箇所 2箇所 ※うち1箇所完了（地中化率 72.1%）
令和10年度	事業箇所 1箇所
令和11年度	

(6) 帰宅困難者等一時受入施設の確保・整備（所管：災害対策・危機管理課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第2部 第11章 第1節	
事業概要	
帰宅困難者のうち、近隣の企業や学校等に所属していない者や屋外で被災した者等を一時的に受け入れる施設を整備するため、区内のホテル、大学、大規模集客施設、ホール、貸会議室、民間ビル等と協議を行い、帰宅困難者の受け入れや物資の配布に関する協力体制を構築する。 また、民間一時受入施設向けの基本マニュアルを整備し、一時受入施設の迅速かつ円滑な開設・運営のための体制を支援する。	
令和11年度末時点での到達目標	
・受入可能人数…合計 10 万人 ・受入施設のマニュアル作成率…80%以上（基本マニュアルを参考に各施設が整備）	
取組内容	
令和7年度	・受入可能人数…合計 6 万人 ・受入施設の基本マニュアルを作成し、各施設に展開する
令和8年度	・受入可能人数…合計 7 万人 ・受入施設のマニュアル作成率…50%
令和9年度	・受入可能人数…合計 8 万人 ・受入施設のマニュアル作成率…60%
令和10年度	・受入可能人数…合計 9 万人 ・受入施設のマニュアル作成率…70%
令和11年度	・受入可能人数…合計 10 万人 ・受入施設のマニュアル作成率…80%

(7) DXを活用した帰宅困難者対策（所管：災害対策・危機管理課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第2部 第11章 第1節	
事業概要	
帰宅困難者の適切な行動の促進を図るため、災害ダッシュボード、デジタルサイネージ、帰宅困難者対策オペレーションシステム等のDXを活用する。 【災害ダッシュボード】 三菱地所株式会社が開発したシステム。大手町・丸の内・有楽町エリアの帰宅困難者等一時受入施設の開設状況等を情報収集し、web サイトやエリア内のデジタルサイネージ（丸の内ビジョン）で発信する。令和7年度中に以下の都システムとの連携を予定している。 【デジタルサイネージ】 ビルの壁面や駅構内・商業施設内等に設置されているサイネージに災害関連情報を表示する（令和6年度時点では、丸の内ビジョンを除き、一部のビルのみかつ平時の普及啓発のみ実施）。 【帰宅困難者対策オペレーションシステム】 東京都が開発したシステム。施設の開設状況に加え、公共交通機関の運行状況や人流データを収集する。また、帰宅困難者に向けて、スマホ（LINE）経由で施設の開設状況や位置を案内する他、受付手続きや施設からの連絡を行うことができる。	
令和11年度末時点での到達目標	
①区及び各受入施設が都システムを活用した帰宅困難者対策に習熟している。 ②都システム経由で収集した受入施設の情報に加え、大丸有エリアに特化した災害関連情報を災害ダッシュボードから発信できている。 ③区内各所のデジタルサイネージにおいて、平時だけでなく災害時にも情報発信ができています。	
取組内容	
令和7年度	・都システムと災害ダッシュボードのAPI連携を実装 ・システムを活用した訓練の実施 ・デジタルサイネージの平時利用箇所の拡大 ・デジタルサイネージの災害時利用に向けた検討及び調整
令和8年度	・各システムの追加機能の検討及び実装 ・システムを活用した訓練の実施 ・デジタルサイネージの平時利用箇所の拡大 ・デジタルサイネージの災害時利用に向けた検討及び調整
令和9年度	・各システムの追加機能の検討及び実装 ・システムを活用した訓練の実施 ・デジタルサイネージの平時利用箇所の拡大 ・デジタルサイネージの災害時利用に向けた検討及び調整
令和10年度	・各システムの追加機能の検討及び実装 ・システムを活用した訓練の実施 ・デジタルサイネージの平時利用箇所の拡大 ・デジタルサイネージの災害時利用に向けた検討及び調整
令和11年度	・各システムの追加機能の検討及び実装 ・システムを活用した訓練の実施 ・デジタルサイネージの平時利用箇所の拡大 ・デジタルサイネージの災害時利用に向けた検討及び調整

(8) 避難確保・浸水防止計画作成の促進等（所管：災害対策・危機管理課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
風水害対策編 第5部	
事業概要	
・各種浸水想定区域内に位置する地下街等^{※1}において、洪水時等における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るため、避難確保・浸水防止計画の作成を促進する。 ・各種浸水想定区域内及び土砂災害（特別）警戒区域内に位置する要配慮者利用施設^{※2}において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成を促進する。 ・地下街及び要配慮者利用施設に向けた災害情報伝達体制の整備を目的として、安全・安心メールの登録を促進する。 ※1…消防法第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない防火対象物のうち、次の(1)から(5)のいずれかに該当するもの。 (1) 延べ面積が千平方メートル以上の地下街 (2) 地階を消防法施行令別表第1（一）項から（四）項まで、及び（九）項イに掲げる用途に供して、かつ、地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の施設。ただし、施設関係者のみが利用する施設は除く。 (3) 地階に駅舎を有するもの (4) 一般利用の駐車場で、50台以上地下駐車場で収容する施設 (5) その他、区長が必要と認めるもの（※） ※建築物の地階が、地下街、地階の駅舎又は大規模地下道などに接続している施設 ※2…高齢者、障害者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を有する者が利用する施設	
令和11年度末時点での到達目標	
①地下街等における避難確保・浸水防止計画の作成率…100%（令和6年9月末現在：88%） ②要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率…90%（令和6年9月末現在：64%） ③地下街等及び要配慮者利用施設における、所有者又は管理者の安全・安心メール登録率…80%（令和6年度調査時：34%）	
取組内容	
令和7年度	・未対応施設への個別連絡 ・安全・安心メールの登録状況調査 ・会議等の場における呼びかけ （目標数値：①92% ②70% ③40%）
令和8年度	・未対応施設への個別連絡 ・安全・安心メールの登録状況調査 ・会議等の場における呼びかけ （目標数値：①94% ②75% ③50%）
令和9年度	・未対応施設への個別連絡 ・安全・安心メールの登録状況調査 ・会議等の場における呼びかけ （目標数値：①96% ②80% ③60%）
令和10年度	・未対応施設への個別連絡 ・安全・安心メールの登録状況調査 ・会議等の場における呼びかけ （目標数値：①98% ②85% ③70%）
令和11年度	・未対応施設への個別連絡 ・安全・安心メールの登録状況調査 ・会議等の場における呼びかけ （目標数値：①100% ②90% ③80%）

Ⅲ 参考資料

1 千代田区の被害想定（都心南部直下地震）

想定項目		千代田区		
条件	規 模	都心南部直下地震		
	時期及び時刻	冬・早朝	冬・昼	冬・夕
	風 速	8 m/秒		
	最 大 震 度	震度 6 強		
人的被害	死 者	9 人	77 人	62 人
	原因別	建物被害等	8 人	76 人
		地震火災	0 人	1 人
		急傾斜・落下物・ブロック塀	0 人	0 人
	負 傷 者	230 人	3,501 人	2,787 人
	(うち重症者)	(19 人)	(296 人)	(242 人)
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	208 人	3,127 人
		地震火災	0 人	10 人
		急傾斜・落下物・ブロック塀	1 人	30 人
	屋内収容物の移動・転倒（負傷者）		22 人	334 人
物的被害	建物被害（全壊）	150 棟	150 棟	150 棟
	建物被害（半壊）	602 棟	602 棟	602 棟
	焼 失 棟 数	0 棟	0 棟	0 棟
	ライフライン	電力施設（停電率）	5.7%	
		通信施設（不通率）	0.3%	
		ガス施設（支障率）	0%	
		上水道施設（断水率）	30.7%	
		下水道施設（被害率）	2.9%	
その他	帰宅困難者の発生	—	592,100 人	592,100 人
	避難者の発生（ピーク時）	12,593 人	12,595 人	12,594 人
	避難生活者数	不明		
	エレベータ閉じ込め台数	754 台	754 台	754 台
	災害時要援護者死者数	0 人	3 人	2 人
	自力脱出困難者	73 人	1,092 人	831 人
	震災廃棄物	67 万 t	67 万 t	67 万 t

出典：東京都防災会議『首都直下地震等による東京の被害想定』（令和4年5月25日公表）

2 千代田区災害対策基本条例

平成 18 年 3 月 9 日 条例第 8 号

改正 平成 25 年 12 月 9 日 条例第 34 号

改正 平成 29 年 6 月 23 日 条例第 15 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 自助（第 4 条—第 8 条）

第 3 章 協助（第 9 条—第 18 条）

第 4 章 公助（第 19 条—第 28 条）

第 5 章 補則（第 29 条）

附則

前文

千代田区には、このまちを愛し住み続ける人々がおり、このまちで働き学ぶ多くの人々がいる。これらの人々の生命、財産及び生活を、災害から守るため、減災に努めるとともに、災害が生じたときには、直ちに応急体制を確立し、確かな復興を実現していくことは、区に課せられた重要かつ基本的な責務である。

さらに、千代田区は、日本の政治経済の中核機能が高度に集積するいわば日本の心臓部に当たる。そのため、災害対策においては、これらの機能の維持と復旧に資することが求められるとともに、膨大な帰宅困難者への対応も必要となる。

地震や台風等による自然災害及び大規模な事故やテロ等による人為的災害を、未然に防止することは困難であるが、災害に強いまちづくりを推進するために、人々の協力による地域防災力の向上を図る等の減災対策を講じることにより、その被害を最小限にとどめることができる。

防災の基本理念として、従来、自分の生命財産は自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、行政責任としての「公助」があるとされてきている。しかし、千代田区では、その地域特性を踏まえると、地域共同体の共助を基本としながらもより広く、人道的支援も含めて、災害時に千代田区にあるすべての人々が相互に助け合い、支え合うことを新たな理念としてとらえることが必要であり、これを「協助」とする。

このような「自助」「協助」「公助」の理念のもとに、千代田区に関わるすべての人々及び行政が、相互に補完しあい、連携していくことにより災害対策に取り組んでいくため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、区、区民、昼間区民、事業者その他区に関わる者の災害対策における責務を明らかにするとともに、災害の予防、減災及び応急の措置並びに復興に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区に関わる者の生命、身体及び財産を災害から保護し、あわせて首都機能の維持と安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減災 災害が発生した場合における被害を最小限にとどめることをいう。
- (2) 防災力 災害を予防し、また減災する能力をいう。
- (3) 区民 区内に住所又は居所を有する者をいう。
- (4) 昼間区民 区民以外の者であって、恒常的に区内で活動するものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 帰宅困難者 昼間区民その他区内に滞在する者並びに災害時に通行途上で区内に留まることとなった者及び区内に避難してきた者で、災害による交通機関の途絶のため容易に帰宅することができないものをいう。
- (7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (8) 避難所 災害により自宅に留まることができない区民を保護するための施設をいう。
- (9) 災害時退避場所 帰宅困難者その他の者が災害発生直後の危険や混乱を回避し、身の安全を確保するために一時的に退避する場所をいう。
- (10) 帰宅困難者一時受入施設 帰宅困難者を一時的に受け入れ、円滑な帰宅が可能となるよう情報提供等を行うための施設で、区との協定に基づき整備されたものをいう。
- (11) 自主防災組織 災害の防止又は減災を図るための地域における自発的な組織をいう。

(基本理念)

第3条 区の災害対策は、区民、昼間区民及び事業者並びに帰宅困難者その他災害時に区にある者（以下この条において「区にある者」という。）が、自らの生命、身体及び財産は、自己の責任により自ら守るという自助の理念のもとに、各自が防災力を向上させ、災害の予防と減災に努めることにより行われる。

- 2 区の災害対策は、区にある者が、相互扶助及び人道的支援の観点から、より広く協力し助け合うという協力の理念のもとに、地域の防災力を向上させ、災害の予防と減災に努め、また復旧に当たることにより行われる。
- 3 区の災害対策は、区が、基礎的自治体として区にある者の生存と安全を確保するという公助の理念のもとに、防災力の高い安全なまちづくりを推進するとともに自助及び協力を支援することにより、災害の予防及び減災並びに災害からの復旧及び早期復興の実現を図ることにより行われる。

第2章 自助

(区民及び昼間区民の自助)

第4条 区民及び昼間区民は、自助の理念にのっとり、自己の安全の確保に努めなければならない。

- 2 区民及び昼間区民は、災害の予防と減災のため、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。
- (1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全性の向上
- (2) 自ら必要とする物資の確保
- (3) 初期消火に必要な用具の準備
- (4) 避難経路、避難所及び避難方法についての確認
- (5) 災害対策に関する知識及び技術の習得

(6) 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保

(事業者の自助)

第5条 事業者は、自助の理念にのっとり、また、その事業活動を行うに当たっての社会的責任を自覚し、従業員及び顧客（以下「従業員等」という。）の安全の確保に努めなければならない。

2 事業者は、災害の予防と減災のため、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。

(1) 建築物その他の工作物の安全性の向上

(2) 従業員等が必要とする物資の備蓄及び機材の確保

(3) 初期消火に必要な用具の準備

(4) 避難経路及び避難方法についての整備及び従業員等への周知

(5) 災害対策に関する知識及び技術の従業員等への周知並びに事業所の自主防災組織の編成

(6) 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保並びに従業員等への周知

3 事業者は、災害時において、帰宅困難者となった従業員等が、地域の混乱を生じさせることのないようにしなければならない。

(帰宅困難者等の自助)

第6条 帰宅困難者となるおそれのある者は、自助の理念にのっとり、携帯食料その他の災害時における帰宅に必要な物資及び用具の確保に努めなければならない。

2 帰宅困難者となるおそれのある者は、災害時の家族との連絡手段の確保及び帰宅経路の確認に努めなければならない。

3 帰宅困難者となった者は、自らの安全を確保するとともに、帰宅の可能性に関する情報の収集並びに食糧及び飲料水の確保に努めなければならない。

(建築物等の安全対策)

第7条 区民、事業者は、その設置又は管理する建築物の安全性を向上させるため、耐震診断及び耐震改修に取り組まなければならない。

2 中高層建築物の設置者及び管理者は、窓ガラス及び外壁等の落下防止並びにエレベーター設備の安全対策に取り組まなければならない。

3 地下鉄、地下街、その他地下に設置された施設の設置者及び管理者は、防災設備の点検、避難経路の確保、豪雨時の浸水防止その他施設の災害対策の推進に取り組まなければならない。

4 区内に所在する人の居住の用に供する建築物の設置者及び管理者は、災害から居住者を守るため、建築物の安全性についてより一層の配慮をしなければならない。

(生活必需物資の備蓄)

第8条 区民及び昼間区民は、食糧、飲料水その他の災害時における生活必需物資を確保するようにならなければならない。

2 事業者は、従業員等のため、食糧、飲料水その他の災害時における生活必需物資を備蓄しなければならない。

3 中高層建築物その他災害時において物資の補給経路に支障を生じるおそれのある住居の居住者は、災害の復旧までの間に必要な食糧、飲料水その他の生活必需物資を備蓄しなければならない。

第3章 協助

(区民及び昼間区民の協助)

第9条 区民及び昼間区民は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業（総合防災訓練、地区別防災訓練、帰宅困難者避難訓練、企業向け講演会等をいう。以下同じ。）に協力するとともに、災害時における負傷者の救護その他減災のための諸活動への参加及び災害からの復旧に努めなければならない。

(事業者の協助)

第10条 事業者は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、災害の予防及び減災並びに災害からの復旧に努めなければならない。

2 事業者は、地域に対する災害対策活動を実施するとともに、帰宅困難者一時受入施設の整備並びに災害時における地域との連携協力及び施設の提供に努めなければならない。

(災害時協力体制の事前整備)

第11条 区民、昼間区民及び事業者は、自主防災組織を結成し、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築いておくよう努めなければならない。

2 区民、昼間区民及び事業者は、災害時における区内団体との協力体制をあらかじめ築いておくよう努めなければならない。

3 区民、昼間区民及び事業者は、協助のため、地域コミュニティの醸成に努めなければならない。

(帰宅困難者の協助)

第12条 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、相互に助け合って帰宅に努めるとともに、災害による負傷者の救護その他減災のための諸活動に努めなければならない。

(要配慮者の援護)

第13条 区民、昼間区民及び事業者並びに自主防災組織（以下「区民等」という。）は、協助の理念にのっとり、区と協力して、要配慮者が災害時においても安全を確保できるよう援護しなければならない。

2 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、災害時における要配慮者の援護に努めなければならない。

(帰宅困難者の支援)

第14条 区民等は、協助の理念にのっとり、帰宅困難者対策地域協力会を結成するよう努めなければならない。

2 区民等は、協助の理念にのっとり、区と協力して、帰宅困難者の避難誘導、帰宅のための情報の提供その他災害時における帰宅困難者の円滑な帰宅を促進するための必要な支援に努めなければならない。

(大学等の協助)

第15条 大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設を区内に設置している者は、学生ボランティアの育成及び帰宅困難者一時受入施設の整備並びに災害時における地域との連携協力及び施設の提供に努めるものとする。

(避難所及び帰宅困難者一時受入施設の開設協力及び運営)

第 16 条 区民等及び帰宅困難者対策地域協力会は、災害時における避難所の開設に協力し、区と連携してその運営に当たるものとする。

2 区民等及び帰宅困難者対策地域協力会は、災害時における帰宅困難者一時受入施設の開設及び運営に協力するものとする。

(応急医療体制の整備)

第 17 条 区民等は、区の推進する災害時における応急医療体制の整備及びその実施に協力するものとする。

(ボランティアによる支援)

第 18 条 ボランティアは、協助の理念にのっとり、区民等及び区と連携協力して支援活動を行うものとする。

2 区民等は、ボランティアを受け入れ、ボランティアによる被災者に対する支援活動が円滑に実施されるよう、区が実施するボランティアによる防災活動の環境の整備に協力するものとする。

第 4 章 公助

(区長の基本的責務)

第 19 条 区長は、公助の理念にのっとり、災害の予防、減災及び応急の措置のために必要な災害対策の策定及び推進並びに地域防災体制の整備を行い、区に関わる者の生命、身体及び財産を災害から守り、その安全を確保し、首都機能の維持に資するよう努めなければならない。

2 区長は、区民等及びボランティア団体と連携協力するとともに、これらの団体等への助成その他必要な支援を行うことにより、自助及び協助による地域防災活動を促進しなければならない。

3 区長は、国、東京都（以下「都」という。）、関係区市町村及び防災関係機関（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 号及び第 6 号に規定する機関をいう。以下同じ。）との連携協力に努めなければならない。

4 区長は、区の職員の防災力の向上に努めるとともに、区の職員を災害対策要員として確保しなければならない。

5 区長は、災害に関する正確な情報を、速やかにかつ確実に、収集し伝達しなければならない。

6 区長は、災害発生後の区民生活の再建、安定及び復興に向けた施策の推進を図らなければならない。

(災害対策事業計画)

第 20 条 区長は、千代田区地域防災計画（法第 42 条の規定に基づく計画をいう。）に基づく災害対策を総合的かつ計画的に実施するため、災害対策事業計画を策定しなければならない。

(災害対策体制の確立)

第 21 条 区長は、災害時においては、災害対策本部（法第 23 条の 2 第 1 項の規定により設置する市町村災害対策本部をいう。以下同じ。）を中心とする応急体制を確立しなければならない。

(避難所の開設及び運営)

第 22 条 区長は、災害時において、被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避

難所を開設しなければならない。

2 区長は、区民及び事業者並びに自主防災組織と連携して、避難所の運営に当たるものとする。

（応急医療体制の整備）

第 23 条 区長は、あらかじめ、災害時における応急医療体制を整備し、災害時には、区民等及び医療機関と連携協力して、迅速にその実施を図り、被災者に周知するとともに、救援に当たらなければならない。

（災害時協力体制の整備）

第 24 条 区長は、あらかじめ、災害時における区民等及び区内団体との協力体制を、人、物及び情報の流れの観点から構築し、整備しておかなければならない。

2 区長は、ボランティアによる被災者に対する円滑な支援活動を確保するため、必要な物資及び機材並びに活動拠点を準備しておかなければならない。

3 区長は、区民等、帰宅困難者及びボランティアによる減災のための諸活動が、円滑かつ効果的に実施されるよう、総合的な調整を行うものとする。

（備蓄物資の整備）

第 25 条 区長は、災害時における必要な物資を確保するため、備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。

（要配慮者の援護の推進）

第 26 条 区長は、要配慮者が災害時においても安全を確保できるよう、あらかじめ援護体制を整備し、災害時には要配慮者を援護しなければならない。

2 区長は、第 13 条に規定する協助による要配慮者の援護をしようとする者に対し、必要な支援を行うものとする。

（帰宅困難者対策の推進）

第 27 条 区長は、帰宅困難者となるおそれのある者に対し、避難訓練の実施その他必要な支援を行い、第 6 条に規定する自助の活動を促進しなければならない。

2 区長は、災害時退避場所を整備しなければならない。

3 区長は、帰宅困難者対策地域協力会の結成及びその活動を支援しなければならない。

4 区長は、帰宅困難者の円滑な帰宅及び区民生活の復旧を図るため、帰宅困難者の避難誘導、帰宅のための情報の提供その他災害時における帰宅困難者の円滑な帰宅を促進し、地域の混乱を防止するために必要な措置を講じなければならない。

5 区長は、第 14 条第 2 項に規定する協助による帰宅困難者の支援をしようとする者に対し、必要な支援を行うものとする。

6 区長は、帰宅困難者対策について、国及び都に対して必要な要請を行うとともに、連携の強化に努めなければならない。

（復興対策の推進）

第 28 条 区長は、災害により区内に甚大な被害が発生した場合、国、都、関係区市町村、防災関係機関その他関係諸機関と連携協力して被災地の復興に努めなければならない。

- 2 区長は、前項の場合には、区民生活の円滑な再建を図り、首都機能の速やかな回復に資するため、災害対策本部を中心とする復興体制を確立するとともに、復興計画を策定するものとする。

第5章 補則

(顕彰)

第29条 区長は、防災に対する認識が高く、その取組みが他の模範となる個人又は団体を、防災貢献者として表彰し、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月9日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月23日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 前計画の振り返り

1) 前計画における減災に向けた施策目標

前計画である千代田区災害対策事業計画（平成 30～36 年度）では、計画策定当時の平成 29 年修正千代田区地域防災計画における減災目標に基づき、以下のとおり 19 の減災に向けた施策目標を掲げていました。

減災目標 1 死者数（災害関連死含む）を減少させる。
① 建築物等の耐震化促進 ② 道路・公園等の防災対策の推進 ③ 室内の防災対策の促進 ④ 救出・救護体制の強化 ⑤ 普及啓発活動の推進 ⑥ 施設利用者の安全対策の推進 ⑦ 職員防災力の向上 ⑧ 避難者支援体制の強化 ⑨ 要配慮者対策の推進
減災目標 2 避難者数を減少させる。
- 再掲 建築物等の耐震化促進 - 再掲 室内の防災対策の促進 - 再掲 普及啓発活動の推進 - 再掲 施設利用者の安全対策の推進 - 再掲 職員防災力の向上 ⑩ 地域の防災対応力の向上 ⑪ 高層住宅における防災対策の推進 ⑫ ライフラインの早期復旧 ⑬ 情報提供手段の充実 ⑭ 復興体制の強化
減災目標 3 建築物の全壊棟数を減少させる。
- 再掲 建築物等の耐震化促進 ⑮ 火災対応力の強化
減災目標 4 帰宅困難者数を減少させる。
- 再掲 情報提供手段の充実 - 再掲 普及啓発活動の推進 ⑯ 事業所の災害対策の促進 ⑰ 帰宅困難者支援体制の強化
減災目標 5 風水害による人的・物的被害を最小限にとどめる。
⑱ 風水害対応力の強化
減災目標 6 火山灰による被害を軽減させる。
⑲ 火山対策の推進

2) 取組み成果・今後の課題など

減災に向けた施策目標を達成するための主な取組みについて、取組み成果及び今後の課題などは以下のとおりです（見込みのものを含みます）。

1 建築物等の安全性の向上

● 建築物等の安全性の向上

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 建築物等の安全性向上		
耐震基準を満たしていない建築物の所有者が耐震診断や耐震改修等を行う場合、それらの費用の一部を助成する。 また、学校、共同住宅及び大規模事務所等の特定建築物と、その防火設備・建築設備・昇降機等について、（昇降機等は全ての建築物で）定期調査・検査の報告を所有者又は管理者から受け、その報告内容に応じて改善指導を行う。	（取組み成果） 区内における耐震基準を満たしている建築物の割合は、住宅が約 95%、特定建築物が 100%であり、概ね耐震化が完了している。 （今後の課題など） 引き続き、所有者への普及啓発に取り組む。	建築指導課
 中小企業に対する商工融資		
小規模災害等の復旧及び建築物の耐震改修を行う中小企業に対し、資金の融資あっせんを行う。	（取組み成果） 計画期間中の申請実績は無かった。 （今後の課題など） 引き続き制度として維持し、需要発生時に対応できるように備える。	商工観光課
 学校施設の改築・改修整備		
老朽化した幼稚園・小中学校の改築・改修等を計画的に推進する。	（取組み成果） お茶の水小学校の建替え工事について、令和 6 年 1 月 31 日に免震構造の新校舎が竣工となった。 （今後の課題など） 和泉小学校・いずみこども園について、和泉公園との一体的な整備に向けては、公園も含めた将来の姿を地域と共有したうえで、手続を進めていくことが必要である。	子ども施設課

2 道路・公園等の防災対策の推進

● 道路・橋梁・河川等の安全対策

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 道路・橋梁の耐震補強・補修等		
災害時の緊急輸送活動を円滑に推進するため、区が管理している道路の整備、橋の耐震補強・補修等や区内 3 か所の防災船着場の維持管理を行う。あわせて、河川情報システム、雨量計・水位計、西神田仮排水機所の保守点検を行う。	（取組み成果） 河川部協議や特殊構造の橋梁が多いため、長期間の工事となっているが、令和 6 年度までにお茶の水橋と後楽橋の補強・補修工事が完了する見込みである。 （今後の課題など） 雉子橋については、工事中であり令和 12 年度の完了予定。常盤橋については、首都高速の地下化工事との調整を図り、令和 15 年度までの完了を目標とする。	道路公園課

● オープンスペースの確保

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 公園・児童遊園の整備		
区内都市公園、児童遊園の改修・整備に合わせ、計画的にバリアフリー化や災害時でも利用可能な公衆トイレを整備するなど防災機能の向上を図り、災害時の円滑な避難活動や救援・復旧活動を補完する場所を確保する。	(取組み成果) 九段坂公園の整備が完了した。また、令和6年度に錦華公園と神保町愛全公園の整備が完了見込みであり、令和7年度に東郷公園の整備が完了見込みである。 (今後の課題など) 千代田区公園づくり基本方針（令和6年度策定）に基づき、整備を推進していく。 オープンスペース確保のほか、子どもが遊べる遊具の種類・数の補充やボール遊び場、緑の充実など多様なニーズに応えていく必要がある。	道路公園課

3 室内の防災対策の促進

● 家具類の転倒・落下・移動防止対策

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 家具類の転倒・落下・移動防止器具取り付けの普及啓発		
地震などで家具類が転倒・落下・移動しないよう、家具転倒防止器具の取り付けについて、普及啓発を行う。	(取組み成果) 防災対策総合ガイドの配布や、防災週間展示などをとおして周知啓発に取り組んだ。 (今後の課題など) 今後も様々な機会をとらえ、周知啓発に取り組む。	災害対策・危機管理課

4 救出・救護体制の強化

● 救出、救護体制の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 要配慮者の平常時からの救援・救護体制の整備		
日常的な地域の見守りや異変時の緊急支援、災害時救援・安否確認体制を強化するため、任意登録方式により、「安心生活見守り台帳」を整備する。 この台帳の中で、「要配慮者」の定義に該当する者のうち、避難行動に支障がある者を「避難行動要支援者名簿」としてまとめ、要配慮者の救援・救護が円滑に行えるよう、地域における平常時からの見守り体制を構築するとともに、実践的な救護体制を整備し、関係部署で必要な情報を共有・活用する。	(取組み成果) 平常時からの見守り活動として、介護保険サービスを利用していない75歳以上の高齢者を対象に見守り方針を実施した。 避難行動要支援者名簿に登録されている世帯を対象に、防災ラジオの配付を行った。 (今後の課題など) より実践的な救護体制を整備するため、地域の関係者・関係機関からの協力を得ることや、関係部署間でのより一層の連携強化が必要である。	障害者福祉課 在宅支援課 出張所 災害対策・危機管理課

 災害時医療連携体制の整備		
大規模な災害の発生に備え、関係機関による会議体の設置・開催、緊急医療救護所設置訓練の実施、緊急医療救護所用医薬品・資器材の備蓄等、関係機関が連携した実効性の高い医療救護体制整備を推進する。	(取組み成果) ・年1回の災害医療連携会議を実施し、関係機関の連携強化を図った。 ・区内6箇所の災害時緊急医療救護所について、平成30年度から毎年1箇所ずつ訓練を実施した（新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は中止、令和3年度は模擬救護所で訓練を実施した。令和6年度は雨天により中止となった）。 ・九段坂病院及び日本大学病院について、緊急医療救護所設置・運営マニュアルを作成した。 (今後の課題など) 緊急医療救護所の資器材備蓄場所が不足している。また、災害時医療救護従事者の登録者数が十分とはいえない。	地域保健課 災害対策・危機管理課
 区営・区民住宅の自衛消防訓練の実施		
区営・区民住宅居住者による自衛消防訓練を実施する。	(取組み成果) 計画期間中においては、毎年延べ5棟ほど訓練が実施された。 (今後の課題など) 居住者の高齢化や新型コロナウイルスの影響により、自主的な訓練の実施が難しく、区からの働きかけが必要な状況である。	住宅課
● 防災訓練関連事業		
目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 職員救命講習の実施		
全ての職員（教職員を含む）が、災害発生時に応急手当活動に従事した際、最低限の救命応急処置ができるよう、普通救命講習を受講し、技能の取得を図る。	(取組み成果) 毎年、上半期・下半期・教職員向けの3回実施した。新型コロナウイルス感染症が拡大した際は、1講座ごとに人数制限をしたうえで訓練日を増やすことで対応した。 (今後の課題など) 今後も引き続き年3回実施し、職員の救命応急処置技能の取得を促進する。	災害対策・危機管理課

5 普及啓発活動の推進

● 防災知識の普及啓発

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
防災パンフレットの作成、防災講演会の実施等		
防災意識の普及啓発のため、防災パンフレット等（避難所案内図、防災対策総合ガイド等）各種印刷物の作成、配布や講演会の開催、地震体験車の運行を行う。 また、地域防災力の向上を目指し、地区防災活動、地区防災計画・コミュニティタイムラインの作成などに対し、助言や補助事業などの支援を行うとともに、災害時に自らの命を守り、被害を最小限に抑えた上、自宅での生活を維持するための事前の備えとしてのマイタイムラインの作成や物資の備蓄についてホームページや訓練等を通じて伝えていく。	（取組み成果） ハザードマップについて、水防法の改正等に対応し必要な改訂を行った。 また、令和元年度より地区防災計画の策定支援を行っており、令和元年度に2地区、令和4年度に1地区の計画策定が行われた。 （今後の課題など） 防災講演会について、これまでほりばた塾として実施してきたが、ほかの実施形式を検討する必要がある。 また、子ども、子育て世代に訴求する防災イベントや講座を実施し、若い世代の防災意識を向上させていく必要がある。	災害対策・危機管理課
防災体験学習や救命講習の実施		
子どもの頃からの防災教育推進のため、区内全ての小学校で防災学習施設を活用した体験学習の実施、全中学校・中等教育学校で救命講習会を行うなど、様々な防災教育・訓練を実施する。	（取組み成果） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間を除き、防災教育や訓練を実施した。	指導課

6 施設利用者の安全対策の推進

● 学校の安全対策の実施

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
学校防災計画の推進		
東日本大震災の教訓を踏まえ改定した学校防災計画に基づく予防計画を推進する。	（取組み成果） 各学校園において、学校防災計画に基づく予防計画を推進した。 （今後の課題など） 引き続き学校の安全対策の実施を推進していく。	子ども総務課

● 区有施設の安全対策の実施

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
施設利用者用備蓄物資の充実等		
施設利用者の安全確保のため、出張所、高齢者施設、保育園・児童館、図書館、学校等の安全を確保するための備蓄物資や災害対応マニュアルなどの災害対策を実施していく。 また、指定管理者制度導入施設においても、各指定管理者と連携を図りながら、災害対策を推進していく。	（取組み成果） 各施設の備蓄物資については、施設ごとの利用者数や属性（高齢者・乳幼児等）に応じて設定した備蓄基準に基づき、適正に配備している。 （今後の課題など） 引き続き、各指定管理者との連携強化を図るとともに、適宜備蓄基準の見直しなどを行う。	災害対策・危機管理課

7 職員防災力の向上

● 職員の意識改革

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
防災服の一斉着用		
防災週間及び東日本大震災の時期に防災服の一斉着用を行うとともに、庁内LAN、メールを活用し、職員に対する危機管理情報の提供と共有化を行うことにより防災意識を高める。	(取組み成果) 防災被服の点検や防災意識の高揚を目的として、毎年各2回一斉着用の実施を行った。 また、風水害や降雪等、事前に災害が予測される段階で庁内に通知を行うなど、情報発信や共有を行った。 (今後の課題など) 今後も継続して各種取組みを行う。	災害対策・危機管理課
職員別配置制度の導入に伴う、担当別訓練の実施		
発災時の応急対応業務を迅速に対処するため、職員別配置制度に基づく、担当別の訓練や防災専門研修への参加を促す。	(取組み成果) 災害発生時の各班の役割を全職員に理解させるため、毎年複数の班を対象に班別訓練を実施した。 (今後の課題など) 班別訓練が未実施の班を対象として、訓練を実施していく。	災害対策・危機管理課

● 職員態勢の強化

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
災害対策本部運営訓練の実施		
職員態勢強化のため、災害対策本部運営訓練の実施や各避難所防災訓練への担当職員の参加、班別訓練等を実施する。	(取組み成果) 発災時に速やかな活動ができるよう、毎年訓練を実施した（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。 (今後の課題など) 職員に災害時の対応を定着させるため、今後も継続して取り組んでいく。	災害対策・危機管理課
危機管理対策本部会議の開催		
危機管理に対し、より迅速に対応するため、千代田区危機管理連絡会議の開催、千代田区安全・安心パトロールとの連携、職員の参集態勢を確立させる。	(取組み成果) 危機管理に直面する事象が無くとも、危機発生状況の共有や千代田区危機管理指針の周知等を目的に、危機管理連絡会議を定期開催してきた。 (今後の課題など) 今後も同様の取組みを継続していく。	災害対策・危機管理課
災害対策用職務住宅の整備		
千代田区内において、災害対策用職務住宅を整備し、夜間等、職員の勤務時間外に災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合、初動体制にある職員の指揮・監督を行う要員を確保する。	(取組み成果) 令和4年度に2戸、令和5年度に1戸の職務住宅を新たに設置した。 (今後の課題など) 今後も同様の取り組みを継続していく。	災害対策・危機管理課

災害情報の迅速な伝達の実施		
安全・安心メール、エリアメールを活用し、職員に対し、災害、危機管理情報の迅速な提供を行う。	(取組み成果) 安全・安心メールのシステムを利用して、エリアメールを一括配信できるようにした。 (今後の課題など) 職員参集システムの導入に向けた検討を行う。	災害対策・危機管理課
各防災マニュアルの整備		
大規模災害発生時に他の地方公共団体や民間事業者等からの人的・物的支援を円滑に受け入れられるよう、応援要請や応援受入の体制・手順等を定めるなど、必要に応じて各種マニュアルの見直しを実施する。 また、災害に伴う通常業務の停止により区民生活に大きな影響を及ぼさないようにするため、優先して実施すべき業務の特定や業務執行体制の確立など必要に応じてBCPの改定を実施する。	(取組み成果) 震災対応業務マニュアルについて、平成30年度には受援体制の見直し等を踏まえた修正を、令和6年度には総合防災情報システムの導入を踏まえた修正を、それぞれ行った。 また震災事業継続計画（震災BCP）について、令和5年度に内閣府のガイドラインを踏まえた改定を行った。 (今後の課題など) 震災BCPについて、代替庁舎の検討や災害時優先業務における必要人員の把握など、さらに検討を深めていく必要がある。	災害対策・危機管理課
応急危険度判定員講習会等の実施		
地震により被災した建築物の余震等による二次被害を防止し、区民等の生命・身体を安全を図るため、応急危険度判定員連絡協議会、講習会の開催及び応急危険度判定員の訓練を実施する。	(取組み成果) 協議会、講習会及び訓練を年に1回実施した（協議会、講習会は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は中止）。 (今後の課題など) 地域防災計画との整合を図りつつ、継続して取り組んでいく。	建築指導課

8 避難者支援体制の強化

● 交通・輸送体制の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
緊急道路障害物除去道路の選定等		
負傷者の搬送や食料、応急資器材の搬入などの救援救護活動を円滑に実施するため、緊急道路障害物除去道路の選定、緊急道路障害物除去態勢、道路障害物の除去を行う。 また、区内建設業団体との協定等により道路啓開用の車両及び資器材の確保や緊急時を想定し、土木防災協会との連絡態勢訓練を実施する。	(取組み成果) 土木防災協会との連絡態勢訓練を年1回実施した。 (今後の課題など) 土木防災協会との情報伝達手段としてこれまでではメールを使用していたが、より迅速な情報共有を図るため、Teamsを活用する。	道路公園課

● 防災訓練関連事業

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 避難所防災訓練の実施		
大規模災害発生時、家屋の倒壊やライフラインの切断等で、自宅で生活することが困難な区民が、主体的に避難所での円滑な運営ができるよう、実践的な避難所開設・運営、実動訓練や図上訓練及び講座形式訓練等、千代田区の地域特性に合わせた避難所防災訓練を行う。	(取組み成果) 継続的に訓練の実施に取り組んできた。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度はすべての避難所で防災訓練が中止となったが、その後は防災フェア形式での開催などによる対応を行った。 (今後の課題など) 感染症対策に配慮しつつ、引き続き訓練実施に取り組む。	出張所 災害対策・危機管理課

● 避難所の運営及び整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 避難所運営協議会の開催等		
避難所では、区民の安定的な避難生活の確保及び円滑な管理運営が行われることが必要であるため、避難所ごとに設置した避難所運営協議会を開催し、マニュアルの見直しや役割分担の再確認などを行う。 また、各避難所で3日間を過ごせるだけの食糧や生活必需品、医薬品などの整備に加えて、出張所、高齢者施設、保育園・児童館、学校等の施設利用者のための備蓄物資を整備するとともに避難所の快適性向上のため冷暖房設備等の整備を推進する。	(取組み成果) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時期を除き、ほとんどの避難所で年に1回避難所運営協議会を開催し、避難所の役割などを確認する機会を設けることができた。 (今後の課題など) 今後も同様の取組みを継続していく。	災害対策・危機管理課

● ボランティア等の育成・支援

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 学生ボランティア講座の開設等		
社会福祉協議会と連携し、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、災害ボランティアセンターの機能強化や災害ボランティアコーディネーターの養成のための学習会や訓練を実施する。 また、大学等の協力の意識を高めるために、学生ボランティアの避難所防災訓練等への参加を促すとともに学生ボランティア講座への参加協力を行う。	(取組み成果) 災害ボランティアに対する理解促進や、平時からの活動につながるきっかけとなっている。 また、災害時協定を締結している大学のうち、4大学が学生ボランティア講座（3日間コース）を実施した。一方で、1～2日間コースについては短期間での実施が困難であるという理由から実施されなかった。 (今後の課題など) 本講座を受けた学生が、その後どのような活動に繋がっているのかを検証する必要がある。 実施していない大学に講座実施の検討を依頼していく。	福祉総務課 災害対策・危機管理課

● 避難者の健康管理

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 避難者健康管理の態勢づくり		
避難所生活の衛生面や健康面、精神面における支援のために、医療救護活動拠点班や衛生、保健班等を編成し、避難者の健康管理や健康相談・感染症予防などの巡回診療等をすべての避難所等で行い、避難者の生命を再び危機にさらさない災害時の医療体制を整備する。	(取組み成果) 保健所に医療情報を集約し、区内医療救護活動を統括・調整する「医療救護活動拠点」としての機能を確保するため、保健所及び災害医療コーディネーター用として災害用通信機器（ハザードトーク）を整備した。 (今後の課題など) 各救護班の巡回体制等について、関係機関と連携しながら検討する必要がある。	地域保健課

9 要配慮者対策の推進

● 女性や要配慮者等に配慮した避難所運営

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 女性・要配慮者等の視点からの防災対策		
女性視点など多様性にも配慮した防災対策を推進するため、避難所運営協議会等の地域防災組織および日常的な防災活動への女性の参加を促進する。 さらに、性的マイノリティや地域社会の多様性を反映するため、幅広い層の参加を促進していく。また、高齢者、子ども、障害者等要配慮者である災害弱者に配慮した、避難所運営マニュアルの改定や備蓄物資の充実を図る。	(取組み成果) 男女共同参画センターMIWの講座において、女性や要配慮者に配慮した防災対策に関する周知啓発を行った。 備蓄物資についても、女性や要配慮者のニーズに対応した物資の配備を推進した。 (今後の課題など) 避難所運営マニュアルの内容や備蓄物資の配備について、女性や性的マイノリティ、災害弱者などさまざまな立場に配慮しながら、必要に応じた見直しを行っていく。	福祉総務課 国際平和・男女平等人権課 災害対策・危機管理課

● 福祉避難所の運営体制の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 福祉避難所ガイドラインの作成		
福祉避難所を実践的に運営するための必要人数や収容定員数、必要資器材等について定めた福祉避難所ガイドラインの策定及び各福祉避難所の運営マニュアルを作成する。 また、これらのマニュアル等に基づく福祉避難所開設・運営に関する訓練を定期的に行うことにより、災害時の迅速かつ円滑な福祉避難所開設・運営態勢の構築を目指す。	(取組み成果) 令和2年度に福祉避難所ガイドラインを策定したほか、令和6年度までに3施設の運営マニュアルを作成した。 また、年に1～2施設ずつ、防災訓練を実施した。 (今後の課題など) 備蓄スペースが不足しているため、関連する部署や施設と連携し、引き続きスペース確保に努める。 各施設が自主的に訓練を実施するサイクルが作れるよう、引き続きサポートを行う。	福祉総務課 災害対策・危機管理課

10 地域の防災力の向上

● 地域防災組織の充実

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
地域防災組織に対する補助事業の実施		
地域防災組織に対し、必要資器材の提供及び資器材の整備補助や町会単一又は複数の町会が合同で、消防署及び区と防災訓練を実施することにより、地域における防災力の向上と自主防災体制の確立・強化を図る。	(取組み成果) 地域防災組織への装備助成や資器材購入費用補助の制度について、町会長会議等で周知を行っており、毎年一定数の補助を行った。また訓練については、毎年1回以上の実施があった。 (今後の課題など) 訓練について、町会員の参加人数が十分ではないため、周知等に力を入れることで参加人数の増加を目指す。	災害対策・危機管理課
地域防災リーダーの育成		
地域における防災リーダー育成のため、防災士資格の取得補助や講習会を行うとともに、地域の防災力向上のため、地区防災活動に対し助言や補助事業などの支援を行っていく。	(取組み成果) 平成30年度から防災士資格取得費用助成制度を開始し、令和5年度までに8名が本制度を利用の上認定を受けた。 (今後の課題など) 本制度の対象者のうち、帰宅困難者対策地域協力会の推薦に基づく申請実績がないため、地域協力会への周知に取り組む。	災害対策・危機管理課

11 高層住宅における防災対策の推進

● マンション防災対策の指針

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
マンション防災対策の推進		
まちみらい千代田と連携し、マンションにおける防災対策の推進のため、防災計画策定の促進、災害用資器材等購入費用助成、AED設置、エレベーター非常用備蓄キャビネットの配布、防災訓練の支援を行う。	(取組み成果) 災害用資器材等購入助成については、水害対策を行う場合の助成上限額を引き上げ、水害対策の促進を図った。防災訓練の支援では、エレベーター閉じ込め救出訓練の実施などより実践的な訓練の実施を支援した。 (今後の課題など) 物価の高騰などの社会情勢を踏まえ、補助率や限度額の見直しを検討する必要がある。	災害対策・危機管理課
マンションの安全・安心居住助成		
まちみらい千代田と連携し、マンション居住者の移動手段等安全性確保のため、共用階段に「手すり」等を設置した場合、エレベーターに①「地震時管制運転装置」や②「戸開走行保護装置」を新たに設置した場合、①・②の装置に加えて「停電時自動着床装置」の設置を含むエレベーター更新を行った場合、防犯カメラを設置した場合についてその費用の一部を助成する。	(取組み成果) 防犯カメラについて、新規設置のほか既設危機の更新にも助成対象を拡大した。 (今後の課題など) 引き続き、区内のマンション管理組合等の意見や要望を参考に、制度の見直しに取り組む。	災害対策・危機管理課

12 ライフラインの早期復旧

● ライフラインの施設の安全化

目標達成のための主な取り組み	取り組み成果・今後の課題など	所管課
 電線類地中化の推進		
災害時の救助救援活動の円滑化を図るとともに、電力の安定供給と通信の信頼性向上を図るため、電線の地中化を推進する。	(取り組み成果) 令和6年度末時点で3路線工事完了、1路線工事中となる見込みである。 (今後の課題など) 新たな路線の選定等検討を始めているが、これまで整備を行った路線の状況を踏まえると、7～10年間程度の工事期間を要するため、沿道区民等の理解を得るための周知や、整備方法の工夫をどのように行うかが課題となっている。	道路公園課
 ライフライン関係機関への働きかけ		
災害時に水道の供給が停止した場合に備え、都と連携し、応急給水槽及び応急給水栓等による給水態勢づくりを推進する。また、電気設備、上下水道やガスの耐震化の促進について、都をはじめとする関係機関に連絡会議等を通じて働きかけを行う。	(取り組み成果) 東京電力パワーグリッド株式会社との間で、災害時における電力復旧の妨げとなる障害物の除去などに関する覚書を締結した。 (今後の課題など) 引き続き、関係機関等との連携強化を図る。	災害対策・危機管理課

13 情報提供手段の充実

● 情報通信等の強化

目標達成のための主な取り組み	取り組み成果・今後の課題など	所管課
 防災行政無線の維持管理		
防災行政無線関連機器の維持管理及び充実強化を行う。また、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道の区立公園等に情報提供機器の検討・設置を行う。	(取り組み成果) Jアラートに連動して自動起動するように設定変更を行ったほか、聞き取りやすさを考慮し、放送音声すべて女性の音声に変更した。 また、令和6年度には操作卓の更新を行った。 (今後の課題など) 新規の設置箇所を検討のうえ、設置を進めていく必要がある。また、令和12年頃に機器全体のリプレースが必要になるため、更新方法等の検討が必要である。	災害対策・危機管理課
 安全・安心メールの配信		
災害時やその他の事件等が発生したときに「火災情報や避難情報等、災害に関する情報」、「子どもたちの安全・安心に関する情報」、「健康に関する情報」を安全・安心メールにより配信し、区民の安全・安心を確保する。	(取り組み成果) 令和3年度より多言語（日・英・中・韓）での配信を開始した。 また、災害に関する情報以外にも、還付金詐欺や不審者、熱中症などに関する情報の配信を行ってきた。 (今後の課題など) 登録数増加のため、引き続き周知啓発に取り組む。	子ども総務課 地域保健課 消費生活センター 安全生活課 環境政策課 災害対策・危機管理課

 公衆無線LAN整備の推進		
災害時におきる一時的な電話回線の不通に備え、情報収集や安否確認情報の伝達・取得のため、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道等に公衆無線LAN環境の整備を推進する。	(取組み成果) 災害時退避場所にWi-Fi 設備を設置した。 また、区有施設等へのCHIYODA Free Wi-Fi の設置を行った。 (今後の課題など) 災害時退避場所に設置しているWi-Fi については、令和7～9年度にかけて占有許可期限が満了するため、更新作業など適切な維持管理を行う必要がある。 また、CHIYODA Free Wi-Fi については、これまでの利用状況を踏まえ今後のあり方を検討していく。	情報システム課 災害対策・危機管理課
 災害情報の収集・伝達手段の多様化		
区民の安全・安心確保のため、災害時には、有用な情報を素早く集め、情報伝達を迅速かつ正確に行う必要があることから、より有効な災害情報の収集・伝達手段を検討する。	(取組み成果) 対象者（避難行動要支援者名簿登録世帯など）のうち希望する方に対して、防災ラジオの配付を行ってきた。 また、Jアラートや防災行政無線、安全・安心メール、区HP等の相互連携を進めることで、情報発信の迅速化に取り組んだ。 (今後の課題など) 令和6年度に総合防災情報システムを導入したことから、今後は操作方法の習熟に取り組む必要がある。	災害対策・危機管理課
 外国人への情報提供の実施		
外国人住民・観光客等に対して情報提供できるよう、防災行政無線の多言語放送を行うとともに、メール配信サービスなどの多言語化を推進していく。 加えて、外国人が安全な場所に避難するなど適切な防災行動が出来るように多言語によるパンフレット等を作成、配布する。	(取組み成果) 令和3年度より、安全・安心メールの多言語配信を開始した。 (今後の課題など) 登録者数増加のため、引き続き周知啓発に取り組む。	災害対策・危機管理課

14 復興体制の強化

● 復興体制づくり

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 震災対応業務マニュアル等の策定		
大規模災害発生時において、他の地方公共団体等から人的・物的支援を円滑に受け入れるため、受援の観点から既存の災害対応業務に関する各種マニュアルの見直しを総合的にを行い、その後、適宜見直しを行う。	(取組み成果) 震災対応業務マニュアルについて、平成30年度には受援体制の見直し等を踏まえた修正を、令和6年度には総合防災情報システムの導入を踏まえた修正を、それぞれ行った。 (今後の課題など) 今後も、必要に応じて見直しを行う。	災害対策・危機管理課

生活再建支援態勢の整備		
り災証明発行や生活再建支援に係るシステムを適切に維持管理するとともに、運用のための訓練を実施する。	(取組み) 関係部署の職員に対して住家被害認定調査に関する研修を実施した。 (今後の課題など) 令和7年度にはシステムのリプレースを予定している。リプレース後の操作方法に習熟できるよう、引き続き研修・訓練を実施していく。 また、発災時にり災証明書の発行や住家被害認定調査に当たる職員の体制について、災害対策本部体制の見直しに合わせて検討する必要がある。	災害対策・危機管理課
がれき処理マニュアルの策定		
災害時に発生するがれき等の廃棄物処理について、対応マニュアルを整備する。	(取組み成果) 平成30年度に策定が完了した。 (今後の課題など) 令和4年度に千代田清掃事務所が策定した千代田区災害廃棄物処理計画との整合を図りながら、適宜見直しを行う。	道路公園課 千代田清掃事務所 災害対策・危機管理課
被災者支援対策の推進		
被災者の生活再建のため、住宅の供給など支援対策を推進する。	(取組み) 区内5箇所の応急仮設住宅建設候補地の整備状況、ライフライン（埋設配管）等について都と区合同で実態調査を行った。 (今後の課題など) 発災時に備え、継続的に訓練等を実施する。	建築指導課 住宅課 災害対策・危機管理課

● 事前復興計画の策定

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
震災復興計画の作成		
災害時の復興都市づくりを円滑に始動し、迅速かつ着実な復興の実現のため、あらかじめ震災復興計画を作成する。	(取組み成果) 令和3年に改定した千代田区都市計画マスタープランにおけるテーマの1つとして、「災害にしなやかに対応し、回復力の高い強靱なまちづくり」を掲げるとともに、テーマ別方針の1つに「復興事前準備の確立」を位置づけ、取組みを実施している。 (今後の課題など) 引き続き関係部署間で連携しながら、検討に取り組む。	景観・都市計画課 災害対策・危機管理課

15 火災対応力の強化

● 消火・救助体制の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
✚ 消防団に対する補助金交付		
消防団活動の充実を図り、区の防災活動をより確固たるものとするため、地域防災活動において重要な一翼を担う消防団に対し、補助金の交付及び装備助成を行う。	(取組み成果) 地域防災の要となる消防団の活動が円滑に進むよう、消防団運営補助及び資機材装備の助成を行ってきた。 (今後の課題など) 今後も、事務局である各消防署と連携しながら、消防団運営の補助に取り組む。	災害対策・危機管理課
✚ 消火器の配備・保守管理		
災害時における初期消火態勢整備のため、区内全域に消火器を配備し、保守管理を行う。	(取組み成果) 区内全ての消火器を、従来設置されていた加圧式消火器から、取り扱いやすく安全な蓄圧式消火器に交換した。 (今後の課題など) 引き続き保守管理を徹底し、初期消火態勢の整備に取り組む。	災害対策・危機管理課

16 事業所の災害対策の促進

● 事業所、大学との連携による災害対策

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
✚ 中小企業に対する備蓄物資購入費用助成		
事業所における備蓄を推進するため、中小事業所が購入する備蓄物資の助成を行う。	(取組み成果) 補助対象の物資について毎年見直しを行いながら、継続して実施してきた。 (今後の課題など) 申請時に問い合わせの多い内容について、分かりやすいパンフレットの作成等に取り組む。	災害対策・危機管理課
✚ 防災貢献者表彰の実施等		
事業所の防災意識を高めるため、防災への取組みが顕著な企業・団体等を防災貢献者として表彰することや防災に関する講演会を実施する。 また、区内事業所の防災に対する意向・要望・意識等について定期的にアンケート調査を実施し分析を行う。	(取組み成果) 防災貢献者表彰については令和2～4年度にかけて実績がなかったが、令和5年度から区制記念日表彰における分野別功労者として表彰を行うこととし、令和5年度に1団体を表彰した。 また、事業所防災アンケートを令和2・5年度に実施した。 (今後の課題など) 今後も同様の取組みを継続していく。	災害対策・危機管理課

 災害時協力協定の締結		
各大学・区内市立小・中・高等学校、専門学校との協定をきっかけに、様々な分野で災害に関する協力関係を地区き、連携を深めていく。	(取組み成果) 災害時における輸送車両や給電車両等の優先的供給、災害時の輸送に関する協定などを締結した。 (今後の課題など) 引き続き、多様な分野における協定締結を推進していく。	災害対策・危機管理課
 帰宅困難者等一時受入施設の確保		
帰宅困難者の発生を事前に抑制するため、事業者には建物内に留まることを呼びかけるとともに、来街者など留まるべき建物がない方が一時避難できる民間施設を確保する。 また、帰宅困難者における要配慮者対策について、東京都や帰宅困難者対策地域協力会等関係機関と連携し、推進していく。	(取組み成果) 現時点で約 47,000 人の受入れが可能となっている。 (今後の課題など) 目標の 10 万人に対して現在 50%未満の達成率であることから、引き続き受け入れ施設数増加に向け、協定締結を推進していく必要がある。	災害対策・危機管理課
 帰宅困難者対策地域協力会に対する支援		
帰宅困難者対策地域協力会の活動推進のため、助成制度等を整備し、支援していく。	(取組み成果) 補助金交付による運営支援や、帰宅困難者対応訓練の実施に係る支援を行った。 (今後の課題など) 今後は、東京都が開発した「帰宅困難者対策オペレーションシステム」を活用し、情報収集等を行うことになるため、地域協力会が災害時に円滑に対応できるよう支援を行っていく必要がある。	災害対策・危機管理課
 周辺自治体との連携		
無線通信等の訓練連携や救援物資の配布等、周辺自治体と災害時における帰宅困難者対策に関する連携を図る。	(取組み成果) 東京都主催の帰宅困難者対策フォーラムへの参加等を通じて、連携を図った。 (今後の課題など) 継続して、東京都や近隣区に対して連携強化を働きかけていく。	災害対策・危機管理課

17 帰宅困難者支援体制の強化

● 防災訓練関連事業

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 帰宅困難者対応訓練の実施		
災害時における事業所の責務である自助・協力の精神を認識してもらい、防災意識、地域防災力の向上を図るため、帰宅困難者地域協力会と区等が協力し、帰宅困難者に対する情報提供や飲料水等の支援及び避難誘導、救助・救護に対する訓練等を実施する。	(取組み成果) 年に1度、帰宅困難者対応訓練を実施した（令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止、令和2年度はオンライン実施）。 また、令和5年度は従来の訓練に加え、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムや災害ダッシュボードといったデジタル技術の活用を訓練に盛り込み、対応力向上に取り組んだ。 さらに令和6年度においては、東京都と合同で訓練を実施し、システムを活用した帰宅困難者の誘導、施設での受入れなどを行う予定である。 (今後の課題など) 東京都との合同訓練を経て培った経験を活かし、区内全体の災害対応力の向上に引き続き取り組む。	災害対策・危機管理課

● 備蓄物資等の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 帰宅困難者用備蓄物資等の更新		
帰宅困難者等一時受入施設での物資配給のため、帰宅困難者用備蓄物資の適切な維持、更新を図る。	(取組み成果) 平成25年度までに協定締結を行った受入施設には、帰宅困難者用備蓄を配備しており、保存期限に合わせて継続的に更新（入替）を行っている。 (今後の課題など) 平成25年度以降に協定を締結した施設との公平性が保たれていない。一方で、全施設に対して物資を配備し、継続的な更新を行うことは費用面などから考えて現実的ではないため、本事業の継続について検討する必要がある。	災害対策・危機管理課

18 風水害対応力の強化

● 水防体制の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 避難確保・浸水防止計画作成の促進等		
水防法の規定に基づき、区地域防災計画において浸水想定区域内の地下街等施設を指定し、避難確保・浸水防止計画の作成・提出を義務付けていることから、逃げ遅れによる人的被害を発生させないようにするため、すべての指定施設に整備させる。 水害時には、有用な情報を素早く集め、避難勧告等の情報伝達を迅速かつ正確に行う必要があることから、より有効な災害情報の収集・伝達を行う。 また、荒川・日本橋川・神田川の浸水想定区域見直し等を踏まえて、既存のハザードマップを改定し、配布・周知する。	(取組み成果) 計画作成及び安全・安心メールの登録については、東京都地下街等浸水対策協議会での呼びかけなどの取組みを行った。 また、法改正などに応じて指定内容を更新するため、令和2・6年度に浸水想定区域・土砂災害警戒区域内に位置する該当施設の調査を行った。 (今後の課題など) ハザードマップ等を活用して、引き続き風水害リスクの周知啓発に取り組む。また、各種会議体などの機会をとらえ、計画作成を呼び掛ける。	災害対策・危機管理課
 水防訓練の実施		
洪水高潮等による河川の氾濫並びに台風や集中豪雨に伴う都市型水害による被害を軽減するため、消防署・消防団等の防災機関と連携して訓練を実施する。	(取組み成果) 年に1回、区内3消防署・消防団と連携して、訓練を実施した。 (今後の課題など) 今後も同様の取組みを継続していく。	道路公園課 災害対策・危機管理課
 雨水流出抑制施設の指導		
大雨洪水による被害を未然に防ぐため、水害発生地域の路上へ土のう配置、大雨洪水警報発令時の水防活動の実施、透水性舗装の洗浄、浸透ます及び雨水ますの清掃などを必要に応じて行う。 また、全公共施設・民間施設（敷地面積500㎡以上）への雨水流出抑制施設計画書提出の義務付けと施設整備指導を行う。	(取組み成果) 全公共施設・敷地面積500㎡以上の民間施設については、建て替えに伴い雨水流出抑制施設が整備されることにより浸水対策を推進している。 (今後の課題など) 今後も同様の取組みを継続していく。	道路公園課
 道路・橋梁の耐震補強・補修等（再掲につき省略）		

19 火山対策の推進

● 備蓄物資等の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
 火山対策用備蓄物資の更新		
火山灰による健康被害を低減させるため、降灰対策用の物資として、震災対策用の備蓄物資に加え、防塵マスク、粉じん対策用ゴーグル等の整備拡充を図る。	(取組み成果) 降灰対策として、防塵マスク及び粉じん対策用ゴーグルの備蓄を行った。 (今後の課題など) 区民への配布を想定して備蓄に取り組んできたが、保管場所や配布方法に課題があることから、今後の方針を検討する必要がある。	災害対策・危機管理課

 降灰被害軽減及び降灰除去体制づくり		
降灰の影響をあらかじめ予測し、被害を軽減するため、降灰被害発生時の降灰情報の伝達、被害状況の把握及び降灰除去等について、体制づくりを行う。	(取組み成果) 区と防災機関の富士山降灰対策の推進を目的とした実施方針を定めてきた。 (今後の課題など) 東京都が令和5年度に「大規模噴火降灰対応指針」を策定したことを踏まえ、今後の国や東京都の動向を注視していく必要がある。	災害対策・危機管理課

千代田区災害対策事業計画
【令和 7 ～11（2025～2029）年度】

令和 7 年 3 月

編集・発行：千代田区災害対策・危機管理課
〒102-8688
東京都千代田区九段南 1-2-1
TEL 03（5211）4187